

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行																						
<p>(使用料) 第7条 (略)</p> <p>(使用料の還付) 第9条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>照明施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、照明施設を利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>第10条～第14条 (略) 別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 1182 1106 1327"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用単位</th> <th>利用単位時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふじみ野市大井東中学校 運動場照明施設</td> <td>1面</td> <td>30分</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>2面</td> <td>30分</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用単位	利用単位時間	使用料	ふじみ野市大井東中学校 運動場照明施設	1面	30分	750円	2面	30分	1,500円	<p>(使用料) 第7条 (略)</p> <p>2 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>第9条～第13条 (略) 別表(第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 1182 2000 1327"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用単位</th> <th>利用単位時間</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふじみ野市大井東中学校 運動場照明施設</td> <td>1面</td> <td>30分</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>2面</td> <td>30分</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用単位	利用単位時間	使用料金	ふじみ野市大井東中学校 運動場照明施設	1面	30分	750円	2面	30分	1,500円
名称	利用単位	利用単位時間	使用料																				
ふじみ野市大井東中学校 運動場照明施設	1面	30分	750円																				
	2面	30分	1,500円																				
名称	利用単位	利用単位時間	使用料金																				
ふじみ野市大井東中学校 運動場照明施設	1面	30分	750円																				
	2面	30分	1,500円																				